

◎特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表  
○特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
<p>（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）</p> <p>第一条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔削る〕</p> <p>4   当分の間、国会議員が、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は大臣補佐官の職を兼ねる場合には、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与については、第十四条第二項及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十一年法律第八十号）第七条ただし書の規定は、適用しない。</p>	<p>（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）</p> <p>第一条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔削る〕</p> <p>4   当分の間、国会議員が、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は大臣補佐官の職を兼ねる場合には、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与については、第十四条第二項及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十一年法律第八十号）第七条ただし書の規定は、適用しない。</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。</p> <p>2 第一条の規定（特別職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）附則第二項の改正規定（「内閣総理大臣秘書官」</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>第一条 （同上）</p> <p>2 第一条の規定（特別職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）附則第二項の改正規定（「内閣総理大臣秘書官」</p>

を「秘書官」に改める部分に限る。）を除く。次条及び附則第三条において同じ。）による改正後の給与法（次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。）並びに第三条の規定による改正後の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する改正後の二千二十七年国際園芸臨時措置法及び同条の規定による改正後の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（附則第三条において「改正後の給与法」という。）並びに第三条の規定による改正後の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法及び同条の規定による改正後の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（附則第三条において「改正後の政府委員臨時措置法」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

を「秘書官」に改める部分に限る。）及び給与法附則に一項を加える改正規定を除く。次条及び附則第三条において同じ。）による改正後の給与法（次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。）並びに第三条の規定による改正後の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法及び同条の規定による改正後の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（附則第三条において「改正後の政府委員臨時措置法」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。